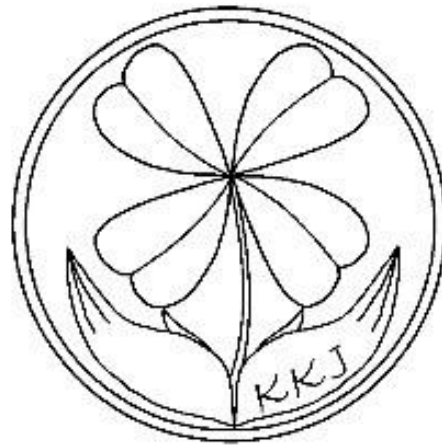


2019（令和元）年度

県公事研要覧



■シンボルマーク

「集合体」を表す円の中に、平和の象徴であるクローバーを花に見立てています。葉は人の手がモチーフとなっており「花を自分たちの手で育てる」という意味を込め、「KKJ」は「県公事」を示しています。「新しくスタートした本会は、平和的に情熱をもって自分たちの手で育てていく。それがいずれ花となって実り咲く」との願いが込められています。

■略称

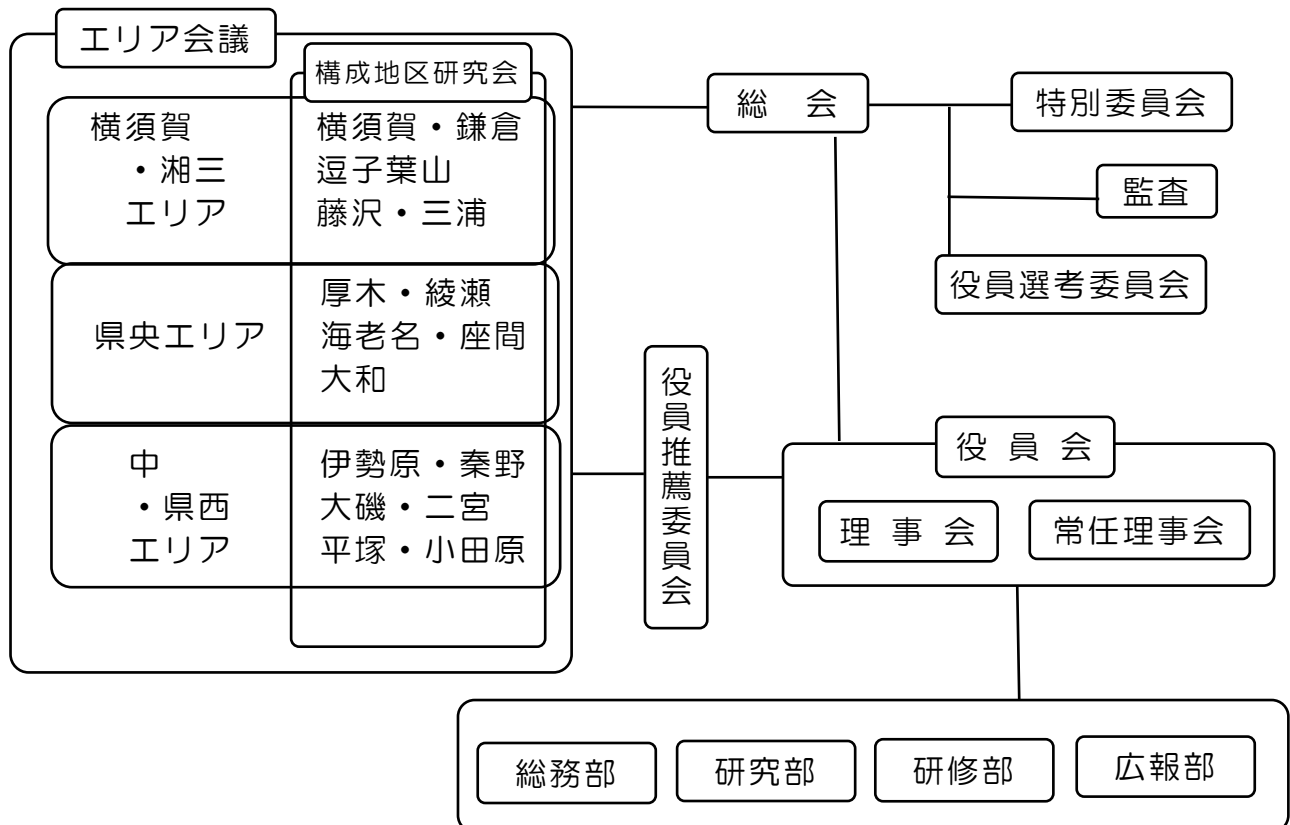
県公事研（けんこうじけん）

神奈川県公立小中学校等事務研究協議会

◇ 目的と発足

神奈川県公立小中学校等事務研究協議会（以下、県公事研）は、神奈川県域地区研究会組織で構成し、「学校事務の研究活動の充実と学校事務職員の資質向上をはかり、もって神奈川県の教育の発展に寄与すること」を目的に、2018（平成30）年5月10日発足しました。

◇ 組織



◇ 神奈川県公立小中学校等事務研究協議会のあゆみ

2018(H30)年度

- 5. 10 神奈川県公立小中学校等事務研究協議会 第1回（発足）総会
- 12. 7 第20回 神奈川県学校事務研究大会大和大会開催

2019(R1)年度

- 5. 9 神奈川県公立小中学校等事務研究協議会 第2回総会

◇ 2019（令和元）年度 事業計画

学校事務の研究活動の充実、学校事務職員の資質向上、組織の充実を図るため、中長期的展望を見据え、次の事業を推進します。

(1) 「全体研修会」を開催します。

日時 12月6日（金）13：30～ 横須賀市

(2) 研究活動の充実を図ります。

2019年度新たに研究部（研究委員会）を組織し、2021年度開催予定の第21回神奈川県学校事務研究大会に向けて研究を進めます。

(3) 県単位の研究団体としての位置付けを積極的に活用し、学校事務職員が自主的に参加できる研修会を開催します。

①第1回研修会（基本研修）

②第2回研修会（課題別研修）

③第3回研修会（基本研修）

(4) 調査活動の充実を図ります。そのため総務部で神奈川県学校事務等実態調査を行います。

(5) 広報活動の充実と迅速化を図ります。そのため広報誌を発行し、ホームページの充実を図ります。

(6) 県公事研加入のメリットを活かし、県内各研究団体主催の研究大会や研修会等へ会員が参加しやすくなるよう調整を図ります。

(7) 未加入地区の加入促進を図ります。また、加入地区については県公事研事業の理解と一層の協力に向けて説明の機会が確保できるよう働きかけます。

◇ 役員

役職名	氏名	所属	エリア
会長	柿本みゆき	大和市立光丘中学校	県央
副会長	高橋 弘一	秦野市立大根小学校	中県西
	渡辺 卓夫	藤沢市立長後小学校	横須賀湘三
常任理事	大谷 健次	小田原市立下曾我小学校	中県西
	長田 幸治	厚木市立玉川中学校	県央
	長谷川貴司	横須賀市立長浦小学校	横須賀湘三
	横田 政博	座間市立座間小学校	県央
理事	阿部由貴恵	鎌倉市立玉縄小学校	横須賀湘三
	神崎 亮太	伊勢原市立高部屋小学校	中県西
	佐藤 藍	藤沢市立湘洋中学校	横須賀湘三
	進藤恵理子	平塚市立大住中学校	中県西
	中村 耕平	逗子市立逗子小学校	横須賀湘三
	三浦 裕矢	三浦市立剣崎小学校	横須賀湘三
	道崎 絵	海老名市立大谷中学校	県央
	村上 啓輔	大和市立引地台中学校	県央
	目黒 幸子	綾瀬市立綾北中学校	県央
	矢崎 理恵	二宮町立二宮中学校	中県西
監査	井澤 裕美	平塚市立勝原小学校	中県西
	長原 智子	藤沢市立湘南台中学校	横須賀湘三

神奈川県公立小中学校等事務研究協議会・会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県公立小中学校等事務研究協議会と称し、略称を県公事研とする。

(構成及び組織)

第2条 本会は、別表1に掲げる神奈川県域地区研究会組織（以下「地区」）で構成し組織する。

(所在地)

第3条 本会の所在地は、会長の所属する学校とする。

(目的)

第4条 本会は、学校事務の研究活動の充実と学校事務職員の資質向上をはかり、もって神奈川県の教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 研究に関すること
- 二 研修に関すること
- 三 調査に関すること
- 四 広報に関すること
- 五 神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会（以下「神事研」）に関すること
- 六 その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 機 関

(機関の種類)

第6条 本会に次の機関を置く。

- 一 総会
 - 二 エリア会議
 - 三 理事会
 - 四 常任理事会
- 2 総会の議決は、出席者の過半数とする。
 - 3 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。

第1節 総 会

(構成)

第7条 総会は、本会の最高議決機関で、別表2の定数にもとづき、各地区で選出された代議員をもって構成する。別表2に掲げる会員数は、3月1日現在の会員数とする。ただし、地区の組織改編時には別途定める。

(招集)

第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が認めたときは臨時に開催することができる。

(審議事項)

第9条 総会は、次の事項を審議、決定する。

- 一 会則に関すること

- 二 事業に関する事
- 三 予算及び決算に関する事
- 四 役員承認に関する事
- 五 特別委員会設置に関する事
- 六 その他重要事項

第2節 エリア会議

(構成)

第10条 エリア会議は、別表3に掲げるエリア（以下「エリア」）ごとの地区研究会役員で構成し、エリア代表者を互選する。

(招集)

第11条 エリア会議は、会長が認めたときこれを招集する。

(審議事項)

第12条 エリア会議は、次の事項を審議、協議する。

- 一 役員推薦委員の選出
- 二 役員選考委員の選出
- 三 副会長・常任理事・理事候補者の選出
- 四 その他

第3節 役員会

(理事会)

第13条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事で構成し本会の運営にあたる。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会は、次の事項を行う。
 - 一 総会議案の立案及び事業の執行に関する事
 - 二 総会において付託された事項
 - 三 その他必要な事項

(常任理事会)

第14条 本会に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事で構成する。
- 3 常任理事会は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 組織の運営に関する事
 - 二 総会の準備、運営に関する事
 - 三 会計に関する事
 - 四 各部、特別委員会等の連絡調整に関する事
 - 五 その他必要な事項

(部)

第15条 業務の執行を円滑に行うため、次の部を置く。

- 2 総務部と研修部、広報部は常任理事と理事で組織する。研究部は常任理事と理事、各地区から選出の部員で組織する。部長は常任理事が当たる。
- 3 総務部は次の事業を行う。
 - 一 研究大会の準備・運営
 - 二 各種調査統計及び資料収集
 - 三 その他総務に関する事
- 4 研究部は次の事業を行う。

- 一 学校事務に関する研究・発表
- 二 研究大会での研究発表
- 三 その他研究に関すること
- 5 研修部は次の事業を行う。
 - 一 研修の企画運営
 - 二 各研究団体研修会等の相互交流に関すること
 - 三 その他研修に関すること
- 6 広報部は次の事業を行う。
 - 一 広報誌の発行
 - 二 「ホームページ神事研」の運営
 - 三 その他広報に関すること

(特別委員会)

第16条 事業の執行にあたって、会長が必要と認めたとき、総会承認を得て、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会は、会長から委嘱された事項を執行し、目的終了後に解散する。
- 3 委員長及び委員は会長が委嘱する。

第3章 役員

(役員の種類)

第17条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 常任理事 4名
- 四 理事 10名
- 五 監査 2名

(任務)

第18条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理し、会議を招集し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 三 常任理事は、会務を掌理する。
- 四 理事は、会務を執行する。
- 五 監査は、会計を監査する。

(任期)

第19条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 一 会長 2年
- 二 副会長 2年
- 三 常任理事 2年
- 四 研究担当理事 3年
- 五 広報、総務、研修担当理事 1年
- 六 監査 1年

2 再任は妨げない。

3 特別な事情がある場合の任期は、1年とすることができる。

4 役員に欠員が生じ、年度途中の欠員補充により選出された役員の仕事は、次期総会までとする。

(神事研)

第20条 神事研に次の役員を派遣する。

- 一 神事研会長 1名 会長が兼ねる

- 二 神事研副会長 1名 副会長の1名が兼ねる
- 三 神事研事務局長 1名 前号と異なる副会長1名が兼ねる

(役員推薦委員会)

第21条 役員推薦のため、年度ごとに役員推薦委員会（以下「推薦委」）を置く。

- 2 推薦委は、エリアごとに1名（現役員を除く）の委員によって構成し、互選により委員長を選出する。
- 3 推薦委は、会長が認めたときこれを招集する。
- 4 推薦委は、次の事項を審議する。
 - 一 会長及び監査候補者の推薦
 - 二 副会長及び常任理事、理事選出エリア割当の調整
 - 三 その他必要な事項

(選出)

第22条 役員の選出は次のとおり行う。

- 2 会長及び監査は、信任投票によって選出し、総会の承認を得る。
- 3 副会長及び常任理事、理事は、エリアの推薦にもとづき、総会の承認を得る。

(役員選考委員会)

第23条 役員選出事務を処理するため、年度ごとに役員選考委員会（以下「選考委」）を置く。

- 2 選考委は、エリアごとに1名（現役員を除く）の委員によって構成し、互選により委員長を選出する。

(選出事務及び方法)

第24条 役員選出に関する詳細については別に定める。

第4章 会 計

(収入)

第25条 本会の経費は、各地区分担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 各地区の分担金は、別表4のとおりとする。別表4に掲げる会員数は、各地区の総会代議員選出時の会員数とする。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則 1 この会則は2018年5月10日施行する。

- 2 2019年5月9日一部改正

別表 1 (五十音順)

構成地区研究会

厚木市学校事務研究協議会
綾瀬市公立学校事務研究協議会
伊勢原市小中学校事務研究協議会
海老名市小中学校事務職員連絡協議会
小田原市立学校事務職員研究協議会
鎌倉市学校教育研究会事務部会
座間市公立学校事務研究会
逗子葉山地区学校事務研究協議会
中郡学校事務研究協議会
秦野市立学校事務研究協議会
平塚市立学校事務職員研究会
藤沢市立学校事務研究会
三浦市学校教育研究会事務部会
大和市学校事務研究協議会
横須賀市公立学校事務研究会

別表 2

総会代議員定数

地区会員数	代議員数
30人未満	3人
30人以上 50人未満	6人
50人以上100人未満	9人
100人以上150人未満	12人

別表 3

会長及び副会長、常任理事、理事を含めた定数表 ()は、未加入市町村

エリア	市町村名	定数 I	定数 II
横須賀 湘 三	横須賀市、 鎌倉市、藤沢市、(茅ヶ崎市)(寒川町) 逗子市、三浦市、葉山町	5	2
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市 (愛川町)(清川村)	5	
中 県西	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町 小田原市、(南足柄市)(中井町)(大井町)(松田町) (山北町)(開成町)(箱根町)(真鶴町)(湯河原町)	5	
合 計		15	2

※ただし会長選出エリア以外から副会長を各1名選出する。各エリアから副会長と常任理事を合わせて2名、また定数 I から会長・副会長・常任理事を除いた数の理事を選出する。

※定数 II として輪番により2名の理事を選出する。選出地区の輪番については別に定める。

別表 4

地区分担金加算額区分

地区会員数	一律額	加算額	合計額	間差額
10人未満	6,000円	0円	6,000円	0円
10人以上 30人未満	6,000円	3,000円	9,000円	3,000円
30人以上 50人未満	6,000円	7,000円	13,000円	4,000円
50人以上100人未満	6,000円	13,000円	19,000円	6,000円
100人以上150人未満	6,000円	22,000円	28,000円	9,000円

役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第24条にもとづき、役員を選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選出事務)

第2条 選考委は、役員選出に際し、次の事務を行う。

- 2 改選の確認に関すること
- 3 会長及び監査の選出に関すること
 - 一 各エリアへの推薦依頼
 - 二 候補者の公示
 - 三 投票に関する事務
 - 四 開票に関する事務
 - 五 候補者の確認と公示
- 4 副会長及び常任理事、理事の候補者選出に関すること
 - 一 前号により調整された選出エリアの指定及び推薦依頼書交付
- 5 その他必要な事項

(会長及び監査の選出方法)

第3条 会長及び監査は、選考委の推薦依頼による推薦委の推薦により選出し、総会の承認を得る。

(推薦及び推薦期間)

第4条 推薦委は、会長及び監査の候補者を公示期間内に推薦する。

(候補者の公示)

第5条 選考委は、推薦委の推薦を受けて、別途定める期間、候補者の公示を行う。

(異議の申し立て)

第6条 公示された会長及び監査候補者は、公示期間内に選考委の定める書式をもって異議を申し立てることができる。

- 2 候補者の公示期間内に異議申し立てがないときは、その候補者は信任されたものとする。

(信任投票)

第7条 異議の申し立てがあったときには、選考委の定める手続きに従って信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって信任とする。

(異議申し立て及び投票の権限)

第8条 異議の申し立て及び投票の権限は代議員が有する。

- 2 前項の代議員とは、会則第7条に定めるものを指す。

(選挙結果の公示)

第9条 選考委は選挙の結果について公示する。

(副会長及び常任理事、理事の選出方法)

第10条 副会長及び常任理事、理事候補者は、会則別表3に掲げる定数により選出する。

- 2 前項により推薦を依頼されたエリアは、選考委の定める書式をもって、副会長及び常任理事、理事の候補者を本人の承諾を得て推薦する。

3 副会長及び常任理事、理事は、総会の承認を得て選出する。

(欠員による選出)

第11条 役員に欠員が生じ、年度途中で欠員補充を行う場合は、各役職に準じた手続きを踏まえ、各エリア会議の承認を得て選出する。

(その他)

第12条 その他役員選挙事務に関して必要な事項は選考委の定めるところによる。

(細則の改廃)

第13条 この細則は総会において改廃する。

付 則 1 この細則は2018年5月10日施行する。



発行責任者

神奈川県公立小中学校等事務研究協議会

会 長 柿本みゆき

大和市立光丘中学校

〒242-0016 神奈川県大和市大和南 2-11-1

TEL:046-261-1120 FAX:046-261-8040